

千歳市建設工事低入札価格調査制度取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、千歳市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合も含む。以下同じ。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を調査（以下「低入札価格調査」という。）のうえ落札者としなないときの取扱い等を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2 低入札価格調査の対象とする契約は、予定価格が2億円以上の建設工事の請負契約とする。

(調査基準価格の設定)

第3 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、調査基準価格を入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で適宜定めることができる。

(失格判断基準額の設定)

第4 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者を失格と判定する場合の基準となる額（以下「失格判断基準額」という。）は、入札書比較価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、建設工事の種類や内容により当該失格判断基準額により難しいと市長が認めるときは、別に失格判断基準額を定め、又は失格判断基準額を設けないことができる。

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

(調査基準価格及び失格判断基準額の記載)

第5 契約締結専決権者は、別記第1号様式により調査基準価格及び失格判断基準額を記載した調査基準価格調書を作成するものとする。

2 前項の調査基準価格調書は、封書にし、開札の際、これを開札の場所において開封しなければならない。

3 調査基準価格及び失格判断基準額は公表しないものとする。

(入札の執行及び失格判断基準額による判定)

第6 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は調査基準価格を下回る価格をもって入札した者の入札価格について審査を行うものとする。

2 前項の審査の結果、当該入札価格のうち失格判断基準額を下回る入札価格があった場合は、当該入札の執行については次に掲げるとおり取り扱うものとする。この場合において失格判断基準額を下回る入札をした者（以下「失格者」という。）を失格と判定し、失格者にその旨を告げるものとする。

(1) 失格者を除く最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、入札執行者はすべての入札者名と入札価格を読み上げ、「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(2) 失格者を除く最低価格入札者の入札価格が予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上である場合は、入札執行者は失格者及び失格者を除く最低価格入札者の入札者名と入札価格を読み上げ、失格者を除く最低価格入札者を落札者と決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(3) 入札した者全員が失格者となった場合又は失格者を除く最低価格入札者の入札価格が予定価格の制限の範囲を超えている場合は、入札執行者はすべての入札者名と入札価格を読み上げ、当該入札を中止する旨を告げて入札を終了するものとする。この場合においては、再度公告入札をすることができるものとする。

3 第1項の審査の結果、当該入札価格が全て失格判断基準額以上であった場合は、入札執行者はすべての入札者名と入札価格を読み上げ、「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(低入札価格調査委員会の設置)

第7 第6第2項第1号及び第3項に規定する場合においては、発注主管部に低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、低入札価格調査を行うものとする。

2 調査委員会は委員長、副委員長、委員をもって組織する。

3 委員長は総務部長を、副委員長は総務部次長及び建設部次長をもって充てる。

4 委員は、工事起工担当課長、契約担当課長、委員長の指名する職員をもって充てる。

(低入札価格調査の実施)

第8 低入札価格調査の実施に当たっては、必要に応じ次に掲げる事項について失格者を除く最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

(2) 入札価格の積算内訳書

(3) 契約対象工事付近における手持工事の状況

- (4) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (6) 配置予定技術者等の施工体制
- (7) 下請契約予定金額及び下請契約予定者名
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 手持資材の状況
- (10) 資材購入予定先の状況
- (11) 手持機械数の状況
- (12) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (13) 経営内容及び経営状況
- (14) 信用状況
- (15) その他必要な事項

（落札者の決定等）

第9 第8の規定による調査の結果、失格者を除く最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、別記第2号様式により失格者を除く最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。

2 第8の規定による調査の結果、失格者を除く最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、次順位者（予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者（失格者を除く。）のうち、最低の価格をもって入札した者をいう。以下同じ。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、第8の規定による手続を落札者が決定するまで又は次順位者が存在しなくなるまで行う。

3 前項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、別記第2号様式により次順位者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。

4 第8の規定による調査の結果及び第2項の規定により落札者がいないときは、再度公告入札をすることができるものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月31日から施行し、この要領による改正後の公共工事等低入札価

格調査制度取扱要領の規定は、平成21年8月1日以後に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月7日から施行し、この要領による改正後の千歳市建設工事低入札価格調査制度取扱要領の規定は、平成22年7月28日以後に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月20日から施行し、この要領による改正後の千歳市建設工事低入札価格調査制度取扱要領の規定は、施行の日以後に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成25年6月14日から施行し、この要領による改正後の千歳市建設工事低入札価格調査制度取扱要領の規定は、平成25年7月1日以後に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成25年12月20日に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月26日から施行し、この要領による改正後の千歳市建設工事低入札価格調査制度取扱要領の規定は、平成28年6月1日以後に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成29年5月29日から施行し、この要領による改正後の千歳市建設工事低入札価格調査制度取扱要領の規定は、平成29年6月1日以後に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月2日から施行し、この要領による改正後の千歳市建設工事低入札価格調査制度取扱要領の規定は、令和元年1月1日以後に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月28日から施行し、この要領による改正後の千歳市建設工事低入札価格調査制度取扱要領の規定は、令和4年4月1日以後に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

調 査 基 準 価 格 調 書

1 件 名 _____

2 調査基準価格 (調査基準参考価格 金 円)

調査基準価格	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

3 失格判断基準額 (失格判断基準参考価格 金 円)

失格判断基準額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記のとおり調査基準価格及び失格判断基準額を決定する。

年 月 日

千歳市長
(職氏名)

印

(記号) 第 号
 年 月 日

様

千歳市長



入札の結果について（通知）

年 月 日に入札した工事については、落札の決定を保留しましたが、調査の結果、次のように決定しましたので、お知らせします。

記

1 工 事 名	
2 落 札 者	
3 落 札 金 額	

(担当部課名)